

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂案等に対して提出された意見及び考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	「地方独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」(案)のP.8の1.17の箇条書きについて、コロンの使い方が変です。コロンは、前の語と間隔を空けずに打つべきです。 このように、コロンを前後の単語の桁位置を揃える用途で使いたいならば、コロンではなく表組みをすることが適切です。 コロンは、欧文の約物であり、そもそも和文ではあまり使いませんが、使う場合には欧文での用法どおりに用いるのが良いと思われます。	いただいた御意見については、参考として承ります。	無
2	(個人)	公立大学法人の立場から意見提出させていただきます。 資産見返勘定の廃止を始めとする会計処理の変更について、2022年度決算からの運用とすることは、システム改修を始め、時間的にも弊害があり、対応に苦慮するものと考えます。 大きな変更であるがゆえ、もう少し現場でどのように対応するかの時間が必要と考えます。		
3	(個人)	会計基準改訂の適用年度はいつからでしょうか。 今回の資料を読む限りではわからないため、改訂の時期を明示していただきたいです。 令和3年度第2回会計基準等研究会資料では、改訂は令和4年事業度から適用とされていますが、仮に、令和4年事業度から適用された場合、公立大学法人における資産見返り負債の廃止については、既に取得済み、会計処理済みの資産について修正が必要となり、その作業は、公立大学法人にとって大きな負担となります。なぜなら、公立大学法人は国立大学法人とは異なり比較的小規模で、会計担当職員が1~2名という法人も珍しくないからです。 改訂は、遡って修正する必要のないよう適用事業年度の開始前に公表していただきたく存じます。 今回の場合は令和5事業年度以降とすべきだと考えます。		
4	(個人)	「令和4事業年度に係る事業報告書の作成から適用することが適切」されている適用時期について、公立大学法人に関しては令和5事業年度からの適用とすべき。 その理由は次の3点である。 1. 既に令和4事業年度が開始しており、日々生じている取引の仕訳等が蓄積されている 2. 事業報告書内容を構成する仕訳等の各処理を、改訂後に、令和4年度当初にまで遡って修正・変更することは不遡及の原則にもとる 3. 国立大学法人会計基準の令和4年改正に比べ、遡及適用すなわち準備期間に逆期間が生じ、公立大学法人に不利益が生じる なお、国立大学法人会計基準の改訂は、全国一斉に第4期中期計画期間が開始する令和4年事業年度に向けて、1年以上の準備期間を確保し、当然ながら改訂後の適用であった。しかし、本改訂は、上記のとおり令和4事業年度開始後の遡及適用を「適切」としている。適用時期について、令和5事業年度からとする特段の配慮をお願いしたい。	収益認識及び資産見返負債の廃止以外の部分については、システムの改修が必要となるものではなく、適用事業年度の決算処理に当たって財務諸表を作成する際に対応可能又は注記で対応可能なものとなっているため、令和4事業年度適用としております。 一方、収益認識に関しては令和6事業年度適用とし、資産見返負債の廃止に関しては、システム変更や仕訳の変更等の作業が生じることを考慮し、ご意見を踏まえて令和5事業年度適用といたします。	有
5	(団体)	「令和4事業年度に係る事業報告書の作成から適用することが適切」とされている適用開始時期について、適切な準備期間が必要なため、実施が難しい大学については、令和5事業年度から適用できるようご配慮いただきたい。		
6	(団体)	適用開始時期について、令和4事業年度に係る事業報告書の作成から適用することが難しい大学においては、適切な準備期間を確保するため、令和5事業年度から適用するなど猶予期間を確保いただくようご配慮いただきたい。		